

生駒市教育委員会規則第1号

生駒市図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月26日

生駒市教育委員会委員長 山本吉延

生駒市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市図書館条例施行規則（昭和62年3月生駒市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 平群町内に住所を有する者

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。